

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利 用 料 金 表

(地域区分別単位の単価<3級地10.83円>にて表記してあります)

基 本 料 金	算定回数等	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	1回あたり (1週6回限度、退院 退所後は12回限度)	334	668	1,001
介護予防訪問 リハビリテーション費		323	646	969

訪問リハビリテーション(要介護)

加算項目	算定回数等	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算	1回あたり	7	13	20
リハビリテーション マネジメント加算イ	1月あたり	195	390	585
リハビリテーション マネジメント加算ロ	1月あたり	231	462	693
事業所の医師が利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た場合	1月あたり	293	585	878
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	1日あたり	260	520	780
口腔連携強化加算	1月あたり	55	109	163
短期集中 リハビリテーション加算	1日あたり	217	434	650
リハ移行支援加算	1日あたり	19	37	56
事業所の医師が計画作成 に係わる診療を行わなかった 場合(減算)	1回あたり	-55	-109	-163
退院時共同指導加算	1回あたり	650	1,300	1,950

介護予防訪問リハビリテーション(要支援)

加算項目	算定回数等	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算	1回あたり	7	13	20
短期集中 リハビリテーション加算	1日あたり	217	434	650
口腔衛生管理体制加算	1月あたり	55	109	163
利用から12月を超えて 利用した場合	1回あたり	-33	-65	-98
事業所の医師が計画作成 に係わる診療を行わなかった 場合(減算)	1回あたり	-55	-109	-163
退院時共同指導加算	1回あたり	650	1,300	1,950

その他の料金について

通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費については、実費を徴収させていただきます。
(実施地域は、さいたま市内の見沼区、大宮区、浦和区、緑区、岩槻区の区域になります)

※介護職員処遇改善料として、上記負担額に加え、所定単位の1.5%が加算されます。